

「3歳未満の子を養育する期間の標準報酬の特例」とは

担当：健康厚生班
電話：073-441-3713

3歳未満の子(注1)を養育している期間について、育児部分休業や育児短時間勤務の取得等により標準報酬が低下したとき、**年金額(注2)の計算に使用する標準報酬に関する特例**の適用を受けることができます。

特例の適用を受けるためには、**共済組合に申出(注3)**を行うことが必要です。

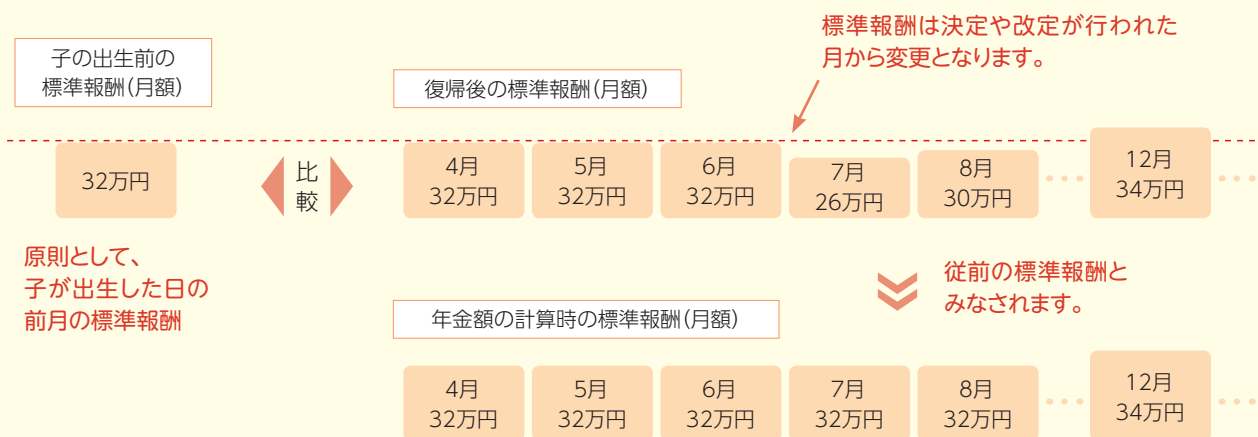
- 注1 実子だけでなく、養子や特別養子縁組の監護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子等も含まれます。
- 注2 厚生年金と退職等年金給付が対象になります。これらの年金は、組合員であった期間の標準報酬を基に算定されるため、標準報酬が低下すると、将来受け取ることになる年金額に影響が生じる場合があります。
- 注3 申出は、「3歳未満の子を養育する旨の申出書」を提出することによって行います。

特例の適用を受けた場合も、掛金は実際の標準報酬により算定され、追加の掛金等は発生しません。



3歳未満の子を養育している組合員である方(または組合員であった方)で申出を行った方が対象となります。申出を行うことにより、特例の「対象期間」のうち、「各月の標準報酬」が「子の出生前の標準報酬」(注4)を下回る期間について、「子の出生前の標準報酬」を「当該月の標準報酬」とみなして年金額(厚生年金・退職等年金給付)の計算をすることができます。

注4 「子の出生前の標準報酬」は、原則として、子が出生した日の前月の属する月の標準報酬(月額)をいいます。



対象期間

対象期間は、「養育を開始した日」の属する月から「養育を終了した日」の翌日の属する月の前月までです。(注5)

「養育を開始した日」は次のいずれかの日となります。

- 子が出生した日
- 別居していた子と同居することとなった日
- 育児休暇等(掛金免除の特例の対象)の終了日の翌日が属する月の初日(注6)
- 産前産後休業(掛金免除の特例の対象)の終了日の翌日が属する月の初日(注7)
- 特例の対象となった子以外についての特例の対象期間の最後の月の翌日の初日

「養育を終了した日」は次のいずれかの日となります。

- 養育している子が3歳に到達した日
- 組合員が死亡した日または退職した日
- 養育している子が死亡した日又は当該子を養育しなくなった日
- 育児休業等(掛金免除の特例の対象)を開始した日
- 産前産後休業(掛金免除の特例の対象)を開始した日

注5 「養育を開始した日」が属する月より後に申し出た場合、申出日からさかのぼって2年以内の期間が対象期間となります。

注6 産前産後休業(掛金免除の特例の対象)を開始した場合は除きます。

注7 育児休業等(掛金免除の特例の対象)を開始した場合は除きます。

標準報酬月額の時決定について

共済組合は、組合員が実際に受ける報酬と、既に決定されている標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、毎年7月1日において、4月～6月までの3か月間の報酬の平均により、標準報酬月額を決定します。この決定のことを毎年定期的を実施することから、「時決定」といいます。

29年の時決定は7月に決定され、これにより決定された標準報酬月額は原則として、29年9月から30年8月まで適用になり、掛金が計算されます。

●時決定のイメージ



標準報酬等級表に当てはめる

報酬月額	等級			標準報酬月額
	短期給付等	退職等年金給付	厚生年金保険	
⋮	⋮			⋮
310,000円以上 330,000円未満	第19級	第19級	第20級	320,000円
330,000円以上 350,000円未満	第20級	第20級	第21級	340,000円
350,000円以上 370,000円未満	第21級	第21級	第22級	360,000円
⋮	⋮			⋮

**標準報酬月額
340,000円**

短期給付・退職等年金給付
第20級
厚生年金保険
第21級

標準報酬月額の決定・改定の時期と適用期間

		適用期間		
組合員の資格を取得した場合	資格取得時決定 (法第43条第8項)	1月～5月に決定	組合員資格を取得した日から	その年の8月まで
		6月～12月に決定		翌年の8月まで
毎年7月1日に引き続き組合員である場合	時決定 (法第43条第5項)	9月から翌年の8月まで (6月1日から7月1日までの間に組合員の資格を取得した者及び7月から9月までのいずれかの月から随時改定等が行われた者又は行われる見込みの者については時決定は行わない)		
報酬に著しい変動等があった場合	随時改定 (法第43条第10項)	1月～6月に決定	変動が継続した4か月目から	その年の8月まで
		7月～12月に決定		翌年の8月まで

厚生年金保険料率は、平成29年9月から変更となります。(単位:千分率)

平成29年8月まで
保険料率 88.16%

平成29年9月から
保険料率 89.93%

